

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

セブン&アイの元会長鈴木敏文氏は「消費は経済学や経営学ではなく心理学で考えなくてはならない」と言います。

顧客の心理を追求し、何に満足や感動を覚えるかを見極めるのが経営の基本です。さらに、自分の事業が顧客のどのレベルの欲求を満たすのが最適なのかを理解しなければなりません。事業のポジションを決めたら、想像力を駆使し、思い描いた結果を出すまで努力を続けることです。

自分の考えが正しいとは限りません。結果の原因はすべて自分の判断と行動であり、責任は自分にしかありません。

私の書棚より

○ある時、ある場所で、君がある感動を受けたという、くりかえすことのないただ一度の経験の中に、その時だけにとどまらない意味のあることがわかつてくる。それが、本当の君の思想というものだ。

○一度考えるのをやめてごらんよ、変えられないことを考えるのをやめれば、余計な感情に足をとられないので、今自分がしなければならないことにまつすぐ向かっていける。

「君たちはどう生きるか」
吉野源三郎著 マガジンハウス

税務アンテナ

□法人が社員の資格取得のための費用を負担したときは、原則としてその社員に対する給与として課税されます。

ただし、その資格を取得することがその法人の業務遂行上必要であり、その社員の職務に直接必要であり、その資格を取得するための費用として適正なものであれば、課税しなくてもよいとされています。

自動車免許取得費用であっても、法人の業務遂行上、常に自動車を運転しなければならない営業担当社員に限られるような場合には、給与として課税されません。

□給与収入が 103 万円以下の場合には、給与所得控除額 65 万円が認められるため、総所得金額が基礎控除額の 38 万円以下となり、所得税が課税されず、扶養者の配偶者控除や扶養控除の対象となります。

この給与所得控除額 65 万円は、家内労働者等の事業所得や雑所得の金額の計算上特例として経費に算入することができます。

家内労働者等とは、事業所得や雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額が 65 万円に満たない人で、内職等その業務について同居の親族以外の者を使用しない者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人をいいます。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

2月の税務スケジュール

10日	○1月分の源泉所得税の納付 (休日につき 13 日)
16日	○所得税確定申告の受付
28日	○12月決算法人の確定申告 ○6月決算法人の中間申告 (予定申告) ○3月、6月、9月決算法人の消費税中間申告

28日	○2月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『人生は自分でつくるもの。遅いということはない』 by カーネル・サンタマース